

随意契約締状況

令和4年9月分

	物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額（税込み 単位:円）	随意契約によることとした理由	その他必要な事項（備考）
1	非常用発電機18年毎点検	松江赤十字病院 事務部 施設課 松江市母衣町200	令和4年9月1日	株式会社山陰ディーゼル商事 松江市学園1丁目16番46号	42,460,000	当該設備を施工した業者であり、同社でなければ総合的な整備が出来ないため。日本赤十字社会計規則第36条第4項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」の規定による。	
2	高層館14階UPS設備蓄電池取替及び部品取替業務	松江赤十字病院 事務部 施設課 松江市母衣町201	令和4年9月6日	山陰ジーエス・ユアサ株式会社 鳥取県米子市夜見町2923-37	14,850,000	当該設備の主要部品の取替えを含む重要な整備であり、現保守点検業者である同社が現実的であると判断、日本赤十字社会計規則第36条第4項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」の規定を適用。	
3	高層館7階・9階ナースコール設備改修工事	松江赤十字病院 事務部 施設課 松江市母衣町200	令和4年9月6日	和幸電通株式会社 松江市古志原2丁目22-14	16,500,000	当該設備を施工した業者であり、同社でなければ総合的な整備が出来ないため。日本赤十字社会計規則第36条第4項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」の規定による。	
4	高層館14階非常用発電機（1号機）蓄電池取替業務	松江赤十字病院 事務部 施設課 松江市母衣町200	令和4年9月26日	株式会社山陰ディーゼル商事 松江市学園1丁目16番46号	7,645,000	当該設備の主要部品の取替えを含む重要な整備であり、現保守点検業者である同社が現実的であると判断、日本赤十字社会計規則第36条第4項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」の規定を適用。	